

農地賃貸借契約書

登録番号	No.
------	-----

賃貸人及び賃借人は、農地法の主旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。
この契約書は、2通作成し賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写しをつくば市農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住 所

氏 名

印

賃借人（以下乙という。）

住 所

氏 名

印

1 土地その他の物件の表示及び借賃の額

市町村	大 字	字	地 番	地 目		面 積		付随施設	借賃	備考
				登記	現況	登記面積	契約面積			
つくば市										

2 賃貸借の契約期間 年 月 日から 年 月 日まで 年間とする。

3 借賃の支払期限及び支払方法

(1) 支払期限 毎年 月 日 (2) 支払方法 持参払、農協口座払込、銀行口座振込

4 修繕、保存及び改良費等の負担

種 類	費用負担額		返地の際の施設の処分及び 借主に支払うべき予定補償額	補償金支払期日	備 考
	貸 主	借 主			

5 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

6 目的物の返還及び立毛補償

賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から15日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

上記土地を返還する際、立毛のある場合は借主に対し立毛の補償を行うものとする。

7 契約事項を変更するときは、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。